The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞イタリアにおける弁護士職への道
Author(s)	ベローチ, ステファノ; 林, 智良
Citation	阪大法学. 2007, 57(1), p. 123-132
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54987
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

翻訳

イタリアにおける弁護士職への道

ステファノ・ベローモ
林　智良／訳

緒言：イタリアにおける司法行政の状況概観（法曹に関連する諸点について）

イタリアの人口全体が五八、〇〇〇、〇〇〇人であるのに対して、イタリアにおける法曹の全体数は約一六〇、〇〇〇人であり、そのうち一一〇、〇〇〇人が定常的に仕事を行っている。破棄院及び他の上級裁判所において事件の弁護を行う資格（そのためには、いわゆる「弁護士法（Professional Law）――これはすなわち一九三三年一一月二七日の勅令（regio decreto legge）であるが、その後多数の改正を経ている――」に基づき少なくとも一二年間専門職としての実務経験を有する事を求められる）を有する弁護士は、三六、五〇〇人いる。これらの大きな数を目にすれば、我が国の司法システムにおいて数多くの訴訟が常時行われていることが容易に理解できるであろう。すなわち、約三二〇万から三五〇万件の民事事件（民法、商法、労働法・社会保障法等々）と五七〇万件の刑事事件が同時に裁判所に係属している。

一九九九年イタリア共和国憲法第一一一条に第二項（comma）が導入され、[1] 訴訟審理の長さを合理的な程度にとどめるという新しい原則が導入された（そして、二〇〇四年一〇月二九日ローマで調印されたヨーロッパ憲法制定条約にもうたわれた基本権憲章の第四七条第二項[2]でそれが確認されている）にもかかわらず、訴訟に要する時間はきわめて長いものとなっている。民事訴訟の第一審判決で費やされる期間は、下級法廷（治安判事 giudice di pace）における三二八日から、地方裁判所（tribunal）における八八八日にわたっている。理論的には、破棄院に至った訴訟の審理に費やされる期間は三審級にわたる総計で平均三、〇四一日となる（出典：検事総長の破棄院における二〇〇五司法年度当初演説）。

このような多数長期の訴訟が存在することにより、訴訟件数という観点からも、また訴訟の時間的局面という観点からも、公私にわたる諸活動のあらゆる分野において法律家が重要であり存在感を有することの理由が一部明らかになる。その一つの明白な例証として、二〇〇五年四月の総選挙以前の立法部において相対多数党に属する国会議員（つまり、二院のどちらかの構成員）の二〇％が法律家である事実を指摘できる（なお、立法部の手になるテキストの質が明らかに劣化しつつあり、しばしば曖昧不明瞭で解釈困難であることを考慮すると、この事実を述べることは驚きを引き起こすかも知れない）。

この手短な導入部の最後にあたって、法律家の総数が毎年めだって増加していることを強調することが必要である。つまり、二〇〇三年と二〇〇四年の両年において三〇、〇〇〇人以上の志願者が試験に合格して（つまり、一年あたりでは一五、〇〇〇人となり、その数は全志願者の約四一％にあたる）法律専門職の実務を行う資格を得たのである。

一　法学部における法律専門職教育

イタリアにおいて法律専門職を始めるために必要な最初の資格は、法学において〔学士の〕学位を得ることである。イタリアの大学制度においては、法学における学位取得のために三つの異なった学修計画（plans）が近年引続いて存在することとなった。

Ⅰ．最初にして最も古い計画は「旧制度・体系・法（Vecchio Ordinamento）」（以下、「旧制度」と表記）と呼ばれるもので、四年間の課程に基づくものである。この学修期間において学生は一定数（通常二四から二六個）の試験に合格しなければならない。これらの試験の大多数は大学が課する必修科目（私法・民法、刑法、民事・刑事の両訴訟法、公法・憲法、商法・労働法、政治経済学、ローマ法史・ローマ法原理、行政法等々）である。他方で、学生が選択できるのは、歴史・社会・経済分野に属する若干の科目からの少数（イタリア法史、労働組合法、教会法、財政学等々）に留まる。

この課程での試験を終えると、「法学士号（Diploma di Laurea in Giurisprudenza）」を得るために学生はさらに学位論文を作成し、これについての口頭試問を受けなければならない。なお、学位論文の主題は、学生が大学の課程で学修した内容から自分で選択するものである。学位論文は通常、学生が選択した内容における一定の側面を深く検討するものであり、時として学際的、比較考察的見地を伴うものである。

「旧制度」は、今や二〇〇〇―二〇〇一学年までに登録を行った学生についてのみ有効である。

Ⅱ．一九九九年一一月三日大学研究省令第五〇九号によって、イタリアにおける大学教育組織は、「3＋2制（three plus two）」あるいは「新制度・体系・法（Nuovo Ordinamento）」（以下、「新制度」と表記）を導入する

ことによって根本的に変更された。

そこでは、法学分野での大学制度は今や引き続いた二つの学修課程に分けられることとなったが、最初のものは、三年間の課程であり「法学学士課程（Corso di Laurea in Scienze giuridiche）」と呼ばれ、二番目のものは、二年間の課程であり「法学専門学士課程（Corso di Laurea specialistica in Giurisprudenza）」と呼ばれている。

「法学学士課程」は、法学修得準備を行うための基礎的な課程である。この期間を経て、学生は自らの（古典的な学位取得を目的とした）法学学修の継続を可能とする権利を得る。あるいは直接（行政分野あるいは私企業での）職業生活に入る。

学修継続を目指す場合には、学生は二年間「法学専門学士課程」を履修しなければならない。これは、弁護士・司法官・公証人の実務を行うために必要である。言い方を変えれば、「法学専門学士課程」は、以前の「法学士号」に相当する資格である。

「３＋２制」における主要な改革点は、学生の学修活動を測る単位としての「形成単位制（credito formativo）」の導入である。これは、学生のあらゆる学修活動（講義、〔自宅や図書館などでの〕個別学修、演習、実験等々）を時間要素に換算するもので、従来大学通学に過度の時間を過ごしていた学生の過剰な負担を避けるためのものである。

Ⅲ．最後に、二〇〇五年一一月二五日付の新しい大学研究省令をもって、法学部の学修組織は再び改革され、「修士学位（Laurea Magistrale）」学修課程が制定された。その最初の年度（二〇〇六―二〇〇七学年）は今秋始まる。

これほどに早い後戻りがなされた理由は、「３＋２制」をはじめて経験した際の反応がおしなべて冷淡なもので

あったことである。それは、多くの学科と課程を二分割し、しかるべき根拠もなく教育内容を分散させ、試験回数を増やし、最初の三年間の課程における学修度を浅くするものであったため、法学部教授と大学研究省は数年前に行われた選択を再検討して新しく五年間の学修期間を創設することとなった。大学研究省の定めた新しい省令に基づき、新しい学修期間は他の目的と並んで、卒業生を法律専門職及び司法官の実務に向けて準備させることを目指している。それと同時に、多彩な社会活動分野において、また様々な法的性格を持つ組織（政治組織、公的行政、私企業・会社、労働組合、国際機構等々）に所属して働く資格を有する労働者となれるような法知識を獲得させるという一般的な目的も有している。

わがペルージア大学法学部における実務経験を通して、私と本学部同僚が理解したのは次のことである。つまり、新しい学修組織は一般的な計画として、試験の区分けを、より長期にわたった区分けにして改善することに貢献し得るもので、（各大学において教育上の自治があるため、それに左右されるが）多くの場合試験の総数を削減するという目的を容易に果たさせつつ、しかも同時に個々の教科内容を豊かなものにする助けとなっている。

二　法学部卒業生の法律専門職への道

学生が法学士号を取得すると卒業生となり、法律家となるために卒業後の大変長い学修・実務期を始めることとなる。

まず初めに、卒業生は「弁護士実習生特別登録簿（伊語：registro speciale per i praticanti avvocati、英訳：*special register for apprentice lawyers*）」への登載を求めなければならないが、これは地方裁判所管轄区ごとに設置されている専門職業団体である「弁護士会（伊語：Consiglio dell'Ordine、英訳：*Council of the Bar*）」により保管

されている。

その時点から卒業生は「弁護士実習生（伊語：praticante avvocato、英訳：*an apprentice lawyer*）」となり、彼・彼女の弁護士実習期間（伊語：pratica forense、英訳：*forensic practice*）を開始する。なお、この弁護士実習は一九九〇年四月一〇日共和国大統領令第一〇一号の規定にかかる。

この弁護士実習期間は少なくとも二年間続かねばならない。弁護士実習の間、弁護士実習生は弁護士による監督のもとで法律事務所に勤務し、その事務所が行う活動すべてに参加しなければならない。

とりわけ、弁護士実習生は半期ごとに少なくとも二〇回の法廷審理（二年間では総計八〇回）を補助するよう求められる。弁護士実習生はまた、審理書類あるいは裁判外の証書を起案し、それに関して特に難度が高い法的論点を解決することが求められるような事件の扱いを補助するよう求められる。弁護士実習生が行う活動は、彼らの法的職務遂行を詳細に記録するための冊子に書き留められ、半期ごとに弁護士会によって検査されなければならない。

同時に、弁護士実習生は二種類の異なった学校に（任意に）通うことができる。

「弁護士養成学校（伊語：Scuola forense、英訳：*forensic school*）」……これは各弁護士会によって設置可能な専門家養成学校である。なお、弁護士養成学校に通うことは弁護士実習をまとめることに役立つのみで、弁護士実習を代替するものではない。

「法律専門職対象専門学校（伊語：Scuola di specializzazione per le professioni legali、英訳：*Specialization School for Legal Professions*）」……これは大学が運営するもので、弁護士・司法官・公証人の養成を目的とする。二年間の課程であり、これを終えれば「専門課程修了書（伊語：Diploma di specializzazione、英訳：*Specialization Diploma*）」の取得が可能となる。これが、さしあたっては司法官になる（司法官キャリアに入る）試験を受

けるために必要な資格である。専門課程修了書はまた、弁護士実習二年間のうち一年間分と同等であり、その代わりとなりうる（これは、弁護士実習期間を二年間とする準則の例外となる）。弁護士実習の初年を終えると、弁護士実習生は弁護士会に対して、六か月を超えない期間有効な「弁護資格証（伊語：abilitazione al patrocinio）」（弁護士実習生が訴訟代理・弁護の資格を有する旨を示す）の取得を求めることができる。この期間において弁護士実習生は限定された訴訟手続きにおいてのみ弁護を行うことが認められる。例えば、民事事件においては、例え不動産に関する訴訟であっても約二五、八〇〇ユーロを超えない価額を対象とするものに限られ、犯罪（刑事）事件においては、最大四年間の拘禁を法が定めている犯罪に関わる訴訟に限られている。

この二年間の弁護士実習を終えると、弁護士実習生は公的な弁護士試験を受験するために必要な「実習修了証明書（伊語：Certificato di compiuta pratica）」を弁護士会から取得する権利を有する。

公的な弁護士試験は筆記と口述の二部からなる。筆記試験は年に一度十二月に行われるが、全部で三題からなり、民事問題に対する答案作成と刑事問題に対する答案作成が各一題、民法・刑法・行政法から分野を一つ選んでの訴訟書類作成が一題である。

受験者が筆記試験に合格すると、口述試験を受けることが許される。口述試験は（憲法・民法・商法・労働法・刑法・税法・国際法・ヨーロッパ法・教会法・民事訴訟法・刑事訴訟法の）一一分野から受験者が選ぶ五つの分野（その中で民事訴訟法あるいは刑事訴訟法が一つは必須）に関して法的な問題を論ずるものである。また受験者は自分が法廷の規則や弁護士の権利義務を知っていることを示さねばならない。

この公的試験は（全部で二六の）控訴院管轄区ごとに行われる。試験委員会は経歴の長い弁護士、大学の常勤教授、司法官で構成される。

以下は二〇〇四年に始まった制度であり、これは試験の公正実施に努め、選抜をより厳格にするために定められた二〇〇三年七月一八日法第一八〇号の規定にかかる制度であるが、筆記試験答案の採点は、全管轄区の委員会から抽出された委員会で、且つ受験者の管轄区とは異なった区の委員会によって行われる（しかし、厳格選抜という目的の方は未だ達成されていないように思える）。

それに対して、筆記試験に合格した受験者の口述試験は受験者が属する管轄区の試験委員会によって行われる。

三　司法官と公証人

イタリアにおける他の（文字通りの）法律専門職は司法官と公証人である。そのいずれにおいても、その職に就くためには公的な試験が必要である。

特に、司法官になるための公的な試験は三部からなる。初めに特記すべきことは、一九九八―一九九九学年以降に大学に入学した学生については「専門課程修了証」を取得したものだけが受験資格を有するということである。その学年までは、専門課程修了証（及び弁護資格証）の取得によっては、〔後述の〕筆記試験と同じ分野につき出題される多肢選択試験である予備試験の免除が許されるだけにすぎなかった。筆記試験は、民法、刑法、行政法に関するそれぞれ三つの論文試験からなる。口述試験は、民法、ローマ法、刑法、民事・刑事訴訟法、行政法、憲法、税法、労働法・社会保障法、ヨーロッパ法・国際法に関する討議である。

他方で、公証人試験はさらに複雑である。二〇〇六年四月二四日委任立法令第一六六号（二〇〇六年五月一〇日付官報第一〇七号）によって次のことがらが導入された。つまり、地域の公証人会（伊語：Consiglio Notarile、英訳：*Committee of Notaries*）のもとにある実習生登録簿へ卒業生を登録することと、公証人事務所における一

八ヶ月の実習期間を義務として規定することである。同法は、公証人養成を対象とする学校（「公証人学校（伊語：Scuole di Notariato、英訳：*the Notary Schools*）」及び「法律専門職対象専門学校」）での履修を義務とはしていない。しかし、これらの学校は充分な準備を行うために大変有益である。

実習期間を終えると、実習生は試験を受けることができる。司法官試験と同様、公証人試験については、まず基本的な法知識の素養を充分に得た者のみを筆記試験の対象とするために予備選抜試験がある。受験生が予備選抜に合格すると、その者は三つの異なった理論＝実務分野についての筆記試験を受けることが許されるが、その一つは遺言書に関するもの、二つは生存者間で結ばれる証書（その一つは商法に関わるものでなければならない）に関するものである。筆記試験に合格した受験生は口述試験受験を許されるが、それは以下の分野群にかんする三つの異なった試験である。つまり、民法・商法及び非訟事件手続、公証人職務及び公正証書に関する法制度・諸規定、商業税務に関わる諸規定がそれである。

（1）「すべての訴訟は当事者間の対審によって、対等な条件下で、公平な第三者たる裁判官の面前で行われる。法は訴訟につき適切な審理期間を保証する。」“Ogni processo si svolge nel contraddittorio tra le parti, in condizioni di parità, davanti a giudice terzo e imparziale. La legge ne assicura la ragionevole durata.” (http://www.quirinale.it/costituzione/costituzione.htm)

（2）「すべての者は、事前に法律が定めるところに従い設置された公平な第三者たる裁判所によって公正かつ公開の審理を受ける権利を有する。」“Everyone is entitled to a fair and public hearing within a reasonable time by an independent and impartial tribunal previously established by law.” (http://ec.europa.eu/justice_home/unit/charte/en/charter-justice.html)

（付記）　本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（A）「法曹の新職域グランドデザイン構築」〔課題番号：一七

二〇三〇〇九）の研究プロジェクトに基づく報告のために来日されたイタリア共和国ペルージア大学法学部ステファノ・ベローモ教授の発表原稿を邦訳したものであり、同プロジェクトによる成果の一部である。この報告は二〇〇六年七月一一日大阪大学法学研究科にて行われた。ベローモ教授のプロフィールについてはステファノ・ベローモ著、水島郁子訳「（翻訳）イタリア労働法の最近の状況――イタリアの伝統とヨーロッパの影響の狭間で――」（阪大法学・五六―四）一六六頁を参照されたい。発表原稿については、その後教授と訳者の間で語義をめぐっての質問と解答のやりとりがあったため若干拡充されているが、記載内容は報告時点のものである。インターネットＵＲＬを併記したテキストは二〇〇七年三月一八日に訳者がダウンロードしたものである。

イタリアでの法学教育・法曹養成については下記諸文献のように我が国においても近年紹介・研究の蓄積が見られる。本訳文においても訳語他につき参考にさせて頂いた。ただ、訳語については一部改変している。林信夫「海外 Topic & Report イタリア・ロースクール事情」（法学教室・三一一）一〇―一一頁、西谷祐子「イタリアにおける法曹養成」（法学・六六―一）一〇九―一一五頁、清水裕樹「大学改革後のイタリアにおける法学教育――特にボローニャ大学法学部の刑事法関係科目に注目して――」（企業法研究・一八）一―六〇頁。イタリア現行法に関する用語について本学高等司法研究科の松田岳士助教授に数点質問致し、懇切なご教示をいただいた。記して謝意を示したい（もちろん、訳文の責任は訳者が負うものである）。

二〇〇七年三月二六日訳文脱稿